令和８年３月
国　税　庁

「租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の３第 42 項に規定する国税庁長官が定める期間を定める件（国税庁告示第 11 号)」の概要

１　令和８年度税制改正に伴い、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 15 の３第 42 項に規定する国税庁長官が定める期間を制定するものである。

２　この告示は、令和９年１月１日から適用する。